

中国新聞(山口) 19/11/29

原発調査着手できず

上関 反対派抗議で見送り2週間



海上ボーリング調査の準備作業のため、移動を呼び掛ける中電側の船隻と抗議の漁船の衝突 (27日)

中国電力が、上関原発(上関町)建設予定地の海で計画するボーリング調査を始めるに当たっては、調査前の準備作業に対し、原発反対派が連日漁船を出して抗議。当初開始予定だった14日から2週間たつが開始のめどはたえず、にらみ合いは長期化の様相を呈している。

慎重な中電 長期化の様相

「移動を呼び掛けた」。反対派の漁船に呼び掛け、準備作業を呼び中電側の漁師たちは「調査は認められない」と応じ、夕方までやりとりが続いている。

「抗議が長引き漁船の油代もばかにはならないが、船を操る橋本久男さん(67)は「中電もこのままでは終わらないだろう」と静かな海を眺める。

「許可の県が注文」10年前は埋め立て工事の着手となるブイの設置を阻むと、反対派の漁船が平生町の岸壁を囲み、ひと月近く工事開始を遅らせた。最終的に中電は別の場所から運んだブイを予定海域に浮かべ、工事の着手に踏み

切った。橋本さんは「今度はこんな手してくるか」と警戒する。「一方、中電は安全の最優先を掲げ、反対派の説得を続ける。実際、現場ではかつてのように中電と反対派の船が接触するトラブルはない。中電も漁師を刺激しないよう拡声器の使用を控える。中電上関原発準備事務所の松岡良典広報部長は「誠意を持って話し理解を求めることが一番の近道」との認識を示す。

「急ぐ必要はない」こうした状況から原発推進派の町議の二人は「ボーリング調査は国が態度をはっきりさせるまでに終わっていればいいのだから中電も本心は急ぐ必要がないと考えているだろう」とみる。県が中電に求めた海の埋め立て免許の期限は2023年1月。ある反対派漁師は「中電もすぐに進められないと分かっているはず。反対派の抗議で困っているボースを取りながら、次の免許延長のことを考えているのでは」と指摘する。

「誠意を持って話し理解を求めることが一番の近道」との認識を示す。

「急ぐ必要はない」こうした状況から原発推進派の町議の二人は「ボーリング調査は国が態度をはっきりさせるまでに終わっていればいいのだから中電も本心は急ぐ必要がないと考えているだろう」とみる。県が中電に求めた海の埋め立て免許の期限は2023年1月。ある反対派漁師は「中電もすぐに進められないと分かっているはず。反対派の抗議で困っているボースを取りながら、次の免許延長のことを考えているのでは」と指摘する。

「急ぐ必要はない」こうした状況から原発推進派の町議の二人は「ボーリング調査は国が態度をはっきりさせるまでに終わっていればいいのだから中電も本心は急ぐ必要がないと考えているだろう」とみる。県が中電に求めた海の埋め立て免許の期限は2023年1月。ある反対派漁師は「中電もすぐに進められないと分かっているはず。反対派の抗議で困っているボースを取りながら、次の免許延長のことを考えているのでは」と指摘する。

同意書

上関原子力発電所立地計画に伴う共第93号共同漁業権海域における追加地質調査については、下記により行うことに同意いたします。

記

1. 調査内容

海上ボーリング

2. 期間

同意の日から令和2年1月31日まで

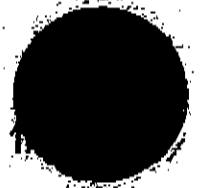
3. 条件等

調査の開始にあたっては、事前に連絡すること

以上

令和 / 年 8 月 30 日

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 森 友
山口県漁業協同組合
四代支店 内 藤
運営委員長



一般海域内行為許可申請書

上原準立第17号
令和元年10月 8日

山口県知事 様

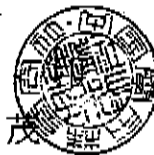
郵便番号730-8701

申請者 住所 広島市中区小町4番33号

氏名 中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 清水 希茂

(電話(0820)62局1111番)



下記のとおり占用の許可を受けたいので、一般海域の利用に関する条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

占用の目的	原子力発電所立地に係る追加地質調査におけるボーリング調査
占用の期間	ご許可の日から3箇月間
占用の場所	熊毛郡上関町大字長島地先海域(別紙のとおり)
占用の数量	6,050㎡
施設又は工作物の構造	別紙のとおり
工事の施行方法	別紙のとおり
工事の期間	ご許可の日から3箇月間

添付書類

- 1 実施計画説明書、位置図、平面図、構造物図及び求積図
- 2 占用について他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合にあっては、当該処分を受けていることを示す書類又はその見込みに関する書類
- ③ 利害関係人がある場合にあっては、その同意書

注1) 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

注2) 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。





指令平31河川第321号

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

令和元年10月8日付け上原準立第17号で申請のありました一般海域の占用については、一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号）第3条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

令和元年(2019年)10月31日

山口県知事 村岡 嗣政



1 許可事項

(1) 占用場所

熊毛郡上関町大字長島地先海域（水深 約12.5m）

次の4点を結んだ線に囲まれた範囲

- | | | |
|---|---------------|---------------|
| 1 | 北緯33度47分24.3秒 | 東経132度1分52.8秒 |
| 2 | 北緯33度47分22.5秒 | 東経132度1分50.6秒 |
| 3 | 北緯33度47分20.7秒 | 東経132度1分52.8秒 |
| 4 | 北緯33度47分22.5秒 | 東経132度1分54.9秒 |

(2) 目的

原子力発電所立地に係る追加地質調査におけるボーリング調査（1箇所 ボーリング用スパッド台船1台）

(3) 占用期間

令和元年10月31日から令和2年1月30日まで

(4) 占用面積

6,050㎡

(5) 占用料

226,875円（算定根拠は別紙のとおり）

2 条件

- (1) 占用に当たっては、一般海域の利用に関する条例及び同条例に基づき発せられた命令を遵守すること。
- (2) 一般海域管理上支障が生じた場合は、許可を取消し、原状回復を命ずることがある。
- (3) この占用及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。
- (4) 工事の施工に当たっては、山口県柳井土木建築事務所長が一般海域管理上必要と認めてする指示に従うこと。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。